

～重大な消防法令違反の建物を公表する～

違反対象物の公表制度

がはじまっています

医療機関のスプリンクラーも対象となるよ



利用者の安全・安心のために
消防法令違反の建物が市町または消防局のホームページで
公表されています。

違反対象物の 公表制度とは

劇場、飲食店、ホテルなど不特定多数の人が利用する建物や、**病院、社会福祉施設等**の一人で避難することが難しい方が利用する建物で、重大な消防法違反を公表する制度です。

対象となる 違反内容

対象となる建物のうち、消防法令に基づき、屋内消火栓設備、**スプリンクラー設備**又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、**設置されていないもの**。(その他の用途についても地域の実情を考慮し対象となる可能性あり)

公表内容は

建物の名称とその所在地、違反の内容を市町や消防局の**ホームページ**などへ掲載。

Point!

医療機関のスプリンクラーの
設置猶予期限は
令和7年6月30日まで

期間経過後は法令違反となります

Point!

医療施設等施設整備費補助金が
利用できるのもあとわずか

※令和6年度事業までを想定
(令和7.3.31までに完了)

この制度のお問い合わせは…所管の消防局（本部）まで
医療機関のスプリンクラー設備の補助金のお問い合わせは…

広島県医療介護基盤課（082-513-3056）まで